

宣 言

みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

「人権の尊重が平和の基礎である」ということが世界の共通認識となった21世紀を「人権の世紀」とよぶようになり、早16年以上が経過した。

この間、私たち人権擁護委員は「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」、自治体等での特設相談の開設、SOSミニレター、全国中学生人権作文コンテストや各種イベントでの人権啓発などあらゆる機会を通して活動を重ねてきた。

しかし、いまだに、心の豊かさより物質的な豊かさを追求する風潮や他人への思いやりの心の希薄さ、また自己の権利のみ主張する傾向が見受けられ、様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっている。とくに、最近ではいじめや体罰・児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上での誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や性的マイノリティ（L G B T）に関する問題等が社会的な関心を集めている。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、民族・国籍の違いや障害の有無等、各人が持つ様々な違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築いていくことが重要であり、さらに同大会終了後もこれをレガシー（後世に遺すべき有形・無形の財産）として次世代に承継していかなければならない。

その上で、熊本県人権擁護委員連合会の平成29年度の活動方針として、21世紀が「人権の世紀」であるということを再確認すると共に、一人ひとりが人権を尊重し、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、「みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」をテーマに掲げ積極的に啓発活動を展開していくことを確認した。そして、来るべき2020年に向けて違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていけるよう、委員組織体の整備に取り組むと同時に、県人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて民間企業やスポーツ組織などとの連携強化を図り、積極的かつ真摯に啓発活動を推進することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

平成 29年 6月 6日
熊本県人権擁護委員連合会

決議

～一人ひとりの子どものかけがえのない命を守るために～

私たち人権擁護委員は、一人ひとりの人間がかけがえのない存在として、その尊厳が守られる人権尊重社会を目指し活動をしている。

「児童の権利に関する条約」は、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める目的としている。また「いじめ防止対策推進法」は社会問題化しているいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進している。

しかし、いじめや体罰を理由に児童や生徒が自殺する事件、親の養育放棄や虐待で幼児や児童が死に至るという痛ましい事件、児童ポルノをインターネットで販売する事件などが後を絶たず、大きな社会問題となっている。

さらに、最近の子どものいじめは多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態がある。被害者である子どもは、身近な人に相談することをためらうことが多く重大な結果に至ってから表面化する例が少なくない。

子ども一人ひとりは大切にされ守られなければならない。私たちは、子どもたちが出すSOSのサインを的確に受け止め、家庭、学校、地域、関係機関と連携して、問題を早期に発見し、解決するため救いの手を差しのべることが大切である。また、子ども自身にも、相手に対する「思いやり」や「優しさ」といった基本的な人権意識を育ませることも重要である。

これらを踏まえ、私たち熊本県人権擁護委員連合会子ども人権委員会では次の活動に取り組むこととする。

- 1 私たちは、子どもの人権を守るため、「子どもの人権110番」の電話相談や調査、救済に積極的に対応する。
- 2 私たちは、子どもの人権問題への早期対応策として、「子どもの人権SOSミニレター」事業や調査、救済に積極的に取り組む。
- 3 私たちは、子どもたちに優しさと思いやりの心・命の大切さを学んでもらうため、「人権教室」や「人権の花」運動に積極的に取り組む。
- 4 私たちは、いじめ防止をはじめ障害のある人の人権、外国人の人権、インターネット上での人権侵害等、あらゆる差別や偏見をなくすために「人権教室」等において積極的に取り組む。
- 5 私たちは、次代を担う中学生が人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした「全国中学生人権作文コンテスト」大会に積極的に取り組む。

以上、決議する。

平成29年6月6日
熊本県人権擁護委員連合会
(子ども人権委員会)

決 議

～みんなで助け合い、思いやりのある社会をつくるために～

平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法も、はや18年が経過しようとしている。この法律は男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現のために作られたものである。しかし、残念ながら女性の人権を著しく侵害するDV・セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産等を理由とする不利益扱い(マタニティ・ハラスメント)など依然として数多く発生している。

また、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

高齢者や障がい者、外国人の人権を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が高齢者や障がい者に対する各種施策をしていくだけでなく、社会の全ての人々が高齢者や障がい者について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが重要である。しかし、高齢者や障がい者等のいわゆる社会的弱者に対する身体的・心理的な虐待や差別は後を絶たず、大きな社会問題となっている。このような中、私たちは高齢者、障がい者やこれらの方々に身近に接する人たちからの相談対応を充実させながら、啓発活動に取り組んでいくことが必要である。

これらの諸課題を踏まえ、私たち熊本県人権擁護委員連合会男女共同参画委員会では次の活動に取り組むこととする。

- 1 私たちは女性の人権を守るために、「女性の人権ホットライン」の電話相談や調査、救済に積極的に対応する。
- 2 私たちは高齢者・障がい者等の人権を守るために、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」や社会福祉施設内における人権相談活動に積極的に取り組む。
- 3 私たちは男女共同参画社会を推進していくため、各協議会の特長を生かし地域の啓発活動を実践する。
- 4 私たちは男女共同参画社会を推進しながら、様々な問題に耳を傾け、企業における啓発活動に取り組んでいく。
- 5 私たちは外国人や障がい者、また性的マイノリティ(LGBT)等に対する偏見や差別をなくし、互いに認め合う共生社会の実現に取り組む。

以上、決議する。

平成29年6月6日
熊本県人権擁護委員連合会
(男女共同参画委員会)